

令和4年5月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
(うちリチウム電池内蔵充電器(喫煙具用) 1 件、
延長コード(家具用) 1 件、携帯電話機(スマートフォン) 1 件、
エアコン 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、電気カーペット 1 件、
自転車 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200080	令和4年4月22日	令和4年5月9日	リチウム電池内蔵充電器(喫煙具用)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200081	令和4年4月7日	令和4年5月9日	延長コード(家具用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年4月28日
A202200082	令和4年4月28日	令和4年5月9日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200083	令和4年4月26日	令和4年5月9日	エアコン	火災 軽傷2名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200084	令和4年5月1日	令和4年5月10日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200085	令和4年4月1日	令和4年5月11日	電気カーペット	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和4年4月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年4月28日
A202200086	令和4年3月20日	令和4年5月11日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フロントフォークが破断し、転倒、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年4月19日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし